

品川区障害者虐待防止対策事業実施要綱

制定 平成 24 年 10 月 1 日 区長決定
要綱第 202 号
改正 平成 25 年 3 月 4 日 区長決定
要綱第 26 号
改正 平成 27 年 3 月 31 日 部長決定
要綱第 359 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 部長決定
要綱第 195 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「法」という。）に基づき、障害者虐待の防止および早期発見、障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護ならびに養護者に対する適切な支援を行うことにより、障害者の権利擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「障害者虐待」とは法第 2 条第 2 項の規定する、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

(対象者)

第 3 条 この要綱において「障害者」とは、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者をいう。

(品川区障害者虐待防止センターの設置)

第 4 条 区は障害者虐待の通報又は届出があった場合における迅速な対応および適切な支援を行うため、法第 3 2 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援課に「品川区障害者虐待防止センター」（以下センターという）を設置する。

2 次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 通報および届出の受理については、センターに専用電話回線を引き、必要な情報を聴取する。ただし、夜間休日は警備室において、閉庁時事務処理マニュアルに基づき通報聴取する。
- (2) 養護者による障害者虐待の防止および養護者による障害者虐待を受けた障害者保護のための相談、指導および助言。
- (3) 障害者虐待の防止および養護者に対する支援に関する広報・啓発活動。

(初動対応方針の決定)

第5条 センターは、第4条第2項第1号の規定による通報および届出を受理したときは、直ちに障害者支援課長、課内全係長および担当者（以下「コアメンバー」という。）を招集し、初動対応の方針を協議し、決定する。

2 コアメンバーは、前項の協議において、虐待の可能性および緊急対応の必要性を判断するとともに、初動対応方針および職員の役割分担等を決定する。

(事実確認および訪問調査の実施)

第6条 センターは、第4条第2項第1号の規定による通報および届出を受理したときは、速やかにその内容に関する事実の確認を行う。

2 センターは、前項の事実の確認において、関係機関からの情報収集および訪問調査を実施する。

(個別ケース会議の開催)

第7条 センターは前条の規定による事実確認を実施後、速やかにコアメンバーおよび事案に応じて、必要な支援ができる各機関等の担当者を招集し、虐待事案に対する援助方針、援助内容、各機関の役割、当該事案の主担当および連絡体制等について協議する。

(立入調査)

第8条 区長は、養護者による障害者虐待により障害者の生命または身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合であって、養護者の協力を得ることができない場合は、法第11条第1項の規定に基づき、立入調査することができる。

(障害者の保護)

第9条 区長は、養護者等による障害者虐待により障害者の生命や身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、障害者を一時的に保護するため、法第9条第2項の規定に基づき、当該障害者を一時的に保護するものとする。

2 区長は、養護者等による障害者虐待を受けた障害者について前項の措置を講ずるため法第10条の規定に基づき、区内障害者支援施設等に一時保護の居室を確保するものとする。

(モニタリング・虐待対応の終結)

第10条 センターは、個別ケース会議の決定に基づき、状況に応じて定期的にモニタリングを実施し、障害者や養護者の状況確認や再評価をしながら相談に応じ、必要な支援を実施する。

2 虐待対応を終結する場合は、コアメンバーによる個別ケース会議を招集し、

決定する。

(障害者施設従事者等による虐待の対応)

第11条 障害者施設従事者等による虐待の対応については、第6条から第9条までの規定を準用する。

2 センターは、障害者施設従事者等による虐待に関する通報を受けた時は、虐待に関する事項を東京都に報告する。

3 区長は、個別ケース会議により虐待が認められたときは、法第19条の規定に基づき社会福祉法（昭和26年法律第45号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）その他関係法律の規定による権限を適切に行使する。

(使用者による障害者虐待の対応)

第12条 使用者による障害者虐待の対応については、第6条から第9条までの規定を準用する。

2 センターは、使用者による虐待に関する通報等を受けた時は、事業所在地の都道府県に通知する。

(関係機関との連携)

第13条 区は、障害者虐待の防止、障害者虐待を受けた障害者の保護および自立の支援ならびに養護者に対する支援を適切に実施するため、次に掲げる連携協力体制の整備を図るものとする。

(1) 区が設置した「品川区虐待防止ネットワーク推進協議会」において、区民の虐待等の対応を組織的に行い、区内虐待防止の関係機関等の協力体制整備を図ること。

(2) 障害者虐待の予防や早期発見の具体的な方策等を協議する場を別途設けること。

(委任)

第14条 この要綱の実施について必要な事項は、別に福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成25年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成27年 4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年 4月1日から適用する。